

さいたま市告示第228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項に基づく公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第17項の規定により告示する。

令和8年2月5日

さいたま市長 清水勇人

1 公開による意見の聴取を行う期日

令和8年2月19日（木）午後7時00分から

2 公開による意見の聴取を行う場所

善前公民館 会議室2

さいたま市南区太田窪2504-5

3 公開による意見の聴取を行う理由

建築基準法第48条第6項ただし書に基づく許可にあたり、同条第15項の規定により、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行う必要があるため

4 許可申請概要

(1) 申請者

株式会社ホンダドリームジャパン 代表取締役社長 三好 優

(2) 申請場所の地名地番

さいたま市南区大字大谷口字明花5601、5602

(3) 用途地域

第二種住居地域

(4) 計画の概要

物販店舗（バイク販売）、修理工場

5 適用条文

(1) 建築基準法第48条第6項ただし書

(2) 建築基準法第48条第15項（公開による意見の聴取）